

長野県森林づくり県民税条例の一部改正について

1 長野県森林づくり県民税に関する基本方針の概要

これまで様々な観点から出された意見等を踏まえ、改めてゼロベースで超過課税の必要性等を検討し、県の考え方をまとめた基本方針(案)(平成29年9月21日公表)を基に、県議会に対して説明を行うとともに、パブリックコメント及び県民説明会等を実施し、お寄せいただいた御意見を十分踏まえ、基本方針としてとりまとめた。

その結果、基本方針(案)でお示した結論と同様、平成30年度以降の森林づくり県民税については、課税期間は平成30年4月1日からの5年間、県民税均等割の超過課税方式により、これまで同様、個人県民税については年額500円、法人県民税については均等割額の5%とすることとする。

なお、お寄せいただいた御意見は、引き続き森林整備が必要であることや多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用に関する期待など、基本方針(案)に沿ったものが大宗を占めており、御意見を十分踏まえ、別紙「森林づくり県民税活用事業」に記載のとおり見直しを行った。

2 条例改正の概要

次のとおり条例の一部改正を行う。

(1) 条例の趣旨の改正(第1条)

森林の多様な利用及び活用の推進を趣旨に追加。

(2) 条例の適用期間の延長(第2条及び第3条)

条例の趣旨に定める施策の計画的な実施に必要な期間等を考慮して、条例の適用期間については5年間の延長とする。

(3) 検証、評価等に関する規定を追加(第5条)

毎年度、森林づくり県民税を財源とする事業の内容及び目標を定め、公表する。

森林づくり県民税を活用した事業について、毎年度、事業の実施状況等を検証及び評価し、その結果を公表する。

検証及び評価を行うに当たっては、県民、学識経験者、市町村等により構成される会議(みんなで支える森林づくり県民会議)の意見を聴取する

長野県森林づくり県民税条例（改正部分下線）

（平成 19 年 12 月 27 日条例第 58 号）

（趣旨等）

第 1 条 この条例は、県土の保全、水源の涵養^{かん}、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能を有する森林から全ての県民が等しくその恵みを受けていること並びにこれらの機能を持続的に発揮させるための森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりが重要であることに鑑み、そのための森林づくりの実施、森林の多様な利用及び活用の推進その他の施策に要する経費の財源を確保するため、県民税に係る長野県県税条例（昭和 25 年長野県条例第 41 号）の特例等を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき長野県県税条例第 22 条及び第 28 条第 1 項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の名称は、長野県森林づくり県民税とする。

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第 2 条 平成 20 年度から平成 25 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 22 条の規定にかかわらず、同条に定める額に 500 円を加算した額とする。

2 平成 26 年度から平成 34 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 22 条及び附則第 11 条の 4 の規定にかかわらず、同条に定める額に 500 円を加算した額とする。

（法人の県民税の均等割の税率の特例）

第 3 条 平成 20 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間（以下この項において「特例期間」という。）に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 52 条第 2 項第 4 号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における長野県県税条例第 28 条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「長野県森林づくり県民税条例（平成 19 年長野県条例第 58 号）第 3 条第 1 項」とする。

（基金の積立て）

第 4 条 知事は、長野県森林づくり県民税に係る収入額に相当する額を、資金積立基金条例（昭和 39 年長野県条例第 15 号）の規定に基づく長野県森林づくり県民税基金として積み立てるものとする。

（検証、評価等）

第 5 条 知事は、毎年度、あらかじめ、長野県森林づくり県民税をもってその経費の財源とする事業（以下この条において「事業」という。）の内容及び目標を定め、公表するものとする。

2 知事は、毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定により事業の内容及び目標を定め、又は前項の規定により検証及び評価を行うに当たっては、県民、学識経験者、市町村等により構成される会議の意見を聴くものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（資金積立基金条例の一部改正）

2 資金積立基金条例の一部を次のように改正する。

別表の長野県森林整備地域活動支援基金の項の次に次のように加える。

長野県森林づくり 県民税基金	緊急に行う必要のある森林づくりに関する施策の推進を図る。	緊急に行う必要のある間伐その他の森林づくりに関する事業の推進に要する費用の財源に充てる。
-------------------	------------------------------	----------------------------------------------

（施行期日）（平成 20 年 4 月 30 日条例第 27 号抄）

1 この条例は、公布の日から施行し、第 2 条の規定による改正後の長野県森林づくり県民税条例の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 7 月 8 日条例第 23 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 11 日条例第 71 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 18 日条例第 58 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の次に 1 条を加える改正規定（第 5 条第 2 項に係る部分は除く。）は、公布の日から施行する。

平成 30 年度以降の森林づくり県民税の仕組み

用途 (森林づくり県民税活用事業)	<p>① 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備 防災・減災の観点での里山の森林整備や河畔林の整備、里山整備利用地域制度を活用した住民協働による里山の整備</p> <p>② 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用 児童センターなどの子どもの居場所や、観光地における道路等の公共サインなどの木質化、里山資源の薪利用や松くい虫被害木を活用するための仕組みづくり</p> <p>③ 森林づくりに関わる人材の育成 森林の整備や多面的利活用を推進するリーダーや多くの関係者をコーディネートする人材等の育成等</p> <p>④ 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用 学校林や信州やまほいく認定園のフィールド整備、観光地の景観に適合した街路樹や森林の整備、森林セラピー基地の整備等による森林の利活用</p> <p>⑤ 市町村に対する財政調整的視点での支援 財政調整を図るための制度として、市町村が地域固有の重要課題に対応</p> <p>⑥ 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証 森林づくりに関する普及啓発、企業等との連携による森林づくり、森林税の評価・検証</p>																		
課税方式 (※変更なし)	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過（上乘せ）課税方式																		
納税義務者 (※変更なし)	<p>(個人) 県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 約 109 万人※</p> <p>(法人) 県内に事務所等を有する法人 約 5 万 1 千法人</p> <p>※ 個人の納税義務者は県民全員ではなく、県民税均等割を納めている方(県民の約半数)が対象であり、次のア、イ、ウのいずれかに該当し非課税となる方や、税法上の控除対象配偶者・扶養親族になっている方で次のウに該当する方には課税されません。</p> <p>ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方</p> <p>イ 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が 125 万円以下の方</p> <p>ウ 前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の方</p>																		
超過税額 (※変更なし)	<p>(個人) 年額：500 円 (法人) 年額：現行の均等割額の 5%相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資本金等の額</th> <th style="text-align: center;">法人の超過税額 (5%)</th> <th style="text-align: center;">法人の現行の均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 千万円以下</td> <td style="text-align: center;">1, 000 円</td> <td style="text-align: center;">20, 000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 千万円超～1 億円以下</td> <td style="text-align: center;">2, 500 円</td> <td style="text-align: center;">50, 000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 億円超～10 億円以下</td> <td style="text-align: center;">6, 500 円</td> <td style="text-align: center;">130, 000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 億円超～50 億円以下</td> <td style="text-align: center;">27, 000 円</td> <td style="text-align: center;">540, 000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50 億円超</td> <td style="text-align: center;">40, 000 円</td> <td style="text-align: center;">800, 000 円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	法人の超過税額 (5%)	法人の現行の均等割額	1 千万円以下	1, 000 円	20, 000 円	1 千万円超～1 億円以下	2, 500 円	50, 000 円	1 億円超～10 億円以下	6, 500 円	130, 000 円	10 億円超～50 億円以下	27, 000 円	540, 000 円	50 億円超	40, 000 円	800, 000 円
資本金等の額	法人の超過税額 (5%)	法人の現行の均等割額																	
1 千万円以下	1, 000 円	20, 000 円																	
1 千万円超～1 億円以下	2, 500 円	50, 000 円																	
1 億円超～10 億円以下	6, 500 円	130, 000 円																	
10 億円超～50 億円以下	27, 000 円	540, 000 円																	
50 億円超	40, 000 円	800, 000 円																	
税収規模	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">個人</th> <th style="text-align: center;">法人</th> <th style="text-align: center;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">年間 (平年度)</td> <td style="text-align: center;">約 5. 5 億円</td> <td style="text-align: center;">約 1. 2 億円</td> <td style="text-align: center;">約 6. 7 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 29 年度の森林税収入見込みを基準に試算。</p>	区分	個人	法人	計	年間 (平年度)	約 5. 5 億円	約 1. 2 億円	約 6. 7 億円										
区分	個人	法人	計																
年間 (平年度)	約 5. 5 億円	約 1. 2 億円	約 6. 7 億円																
実施期間	<p>平成 30 年 4 月 1 日から 5 年間（税導入の効果等を総合的に検証し、5 年後に見直しを実施）</p> <p>(個人) 平成 30 年度分から平成 34 年度分まで</p> <p>(法人) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分</p>																		
管理方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途を明確にするため、『長野県森林づくり県民税基金』を設置して税収を管理し、事業の内容等について公表するとともに、事業実施後の成果の検証等を行うため、県民の代表等による第三者機関を設置します。 ・ 森林税の運用の透明性を高め、より効果的な活用を図るため、副知事を会長とする庁内推進組織を設置し、森林税を活用した事業についての事業成果の検証や必要な制度・事業の見直し等を行います。 																		